

長門都市計画道路事業 3・4・12号 長門三隅線

種類及び名称		長門都市計画道路事業 3・4・12号 長門三隅線
事業地	収容の部分	山口県長門市三隅中字竜王、大島及び大縄地内
	使用の部分	山口県長門市三隅中字竜王地内
収容又は使用の手続き が保留される事業地	収容の部分	山口県長門市三隅中字竜王、大島及び大縄地内
	使用の部分	山口県長門市三隅中字竜王地内
都市計画法上の制限		<p>都市計画事業上の制限は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築等の制限（都市計画法第65条）</li> <li>2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）</li> <li>3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）</li> </ol>
問い合わせ先		<p>事業計画に関する事 山陰西部国道事務所 計画課 TEL：0838-21-3934</p> <p>用地補償に関する事 山陰西部国道事務所 用地課 TEL：0838-21-3933</p>